

令和8年度障害者活躍推進事業
企画提案における質問への回答

質問1

【仕様書の4事業内容等における成果目標の1】

法定雇用率未達成企業アセスメント資料作成1,000社となっています。

この「法定雇用率未達成企業」の定義は何でしょうか。

あくまで、労働局が把握する県内に本社がある企業に限るのかそれとも県外に本社がある県内支所・事業所を含むのかお教え願います。

【回答】

法定雇用率未達成企業については、契約後に当課より「県内に本社のある該当企業の一覧」を提供致します。その一覧の中からの1,000社となります。

質問2

サポーターの配置人数は、17人とあるが、これは、弊法人で雇用する常勤職員換算で17人以上あればよいと考えてよろしいでしょうか。

【回答】

仕様書に定める業務（訪問・アセスメント・マッチング・定着支援・帳票作成・関係機関連携等）を遂行できるスキルと経験を有することを踏まえ、複数名の非常勤・短時間勤務を組み合わせ、常勤換算で17.0以上を確保する構成も可とします。

なお、最終的には提案書での体制具体化と、契約時の協議により詳細を確定します。

質問3

仕様書の「4事業内容等 (2)セミナー等の開催 イ 障害者雇用・活躍推進セミナー」の対象についてですが、今年度の仕様書に記載されていた「(既雇用企業の雇用拡大の検討を含む。)」が削除されています。これは、「障害者雇用を検討する企業等」には、これらの雇用拡大したい企業はそもそも含むので、あえて、記載されなかったということよろしいでしょうか。

【回答】

お察しの通りです。